

中四国ブロックにおける審査上の取扱い (ブロック取決) のご案内



令和7年5月16日

中四国ブロック^(※)の審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)について、以下のとおりお知らせします。

なお、本ご案内は、審査に関する透明性の向上を図るため、中四国ブロック内審査委員会の現時点での取決をお知らせするものであり、今後、変更等が生じた場合は、速やかにお知らせします。

おって、当該取決については、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、当該取決に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことを申し添えます。

(※) 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

【中四国ブロック取決事項】

医 科

No.	取扱い	根拠	備考
1	子宮筋腫核出術時におけるピトレシン注射液の算定については、出血量の減少に有用であることから認められる。	子宮筋腫核出術は、出血量が多いため筋腫周囲に投与することで、出血量が減少し、手術が安全に施行され、医学的に有効であると判断されることから、ピトレシン注射液の算定を認める取扱いとする。	適用診療月 令和7年8月1日
2	「眼瞼結膜腫瘍手術」の術式からみて、「眼瞼腫瘍」の傷病名のみでの算定は、原則、認められない。術式アプローチよりみて、「結膜に及ぶ症例」であるかにより審査判断する必要がある。	「眼瞼腫瘍」のみで眼瞼結膜腫瘍手術が算定されている場合、症状詳記を求め、術式アプローチよりみて、眼瞼と結膜を切除していることが確認できれば、算定を認める。 結膜組織を含まない場合においては、皮膚・皮下腫瘍摘出術(露出部)の算定が妥当であるとする。	適用診療月 令和7年8月1日

本件に関する問合せ先

中四国審査事務センター

外科・混合審査室混合審査課(TEL:082-576-8156)